

第5号議案

平成29年度事業計画（案）

社会福祉法人 小豆島町社会福祉協議会

平成29年度事業実施に向けての基本方針と重点推進項目(案)

[基本方針]

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進することを目的とする団体」として社会福祉法に規定され、住民主体を原則として、「だれもが安心して暮らせる福祉の町づくり」に取り組んでいます。

平成28年度は、社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人がこれからの地域の生活課題や福祉ニーズに積極的に対応することが、求められるようになり、生活支援サービス事業や配食サービス事業などの在宅支援の充実を図るとともに、福祉有償運送事業の実施にむけて協議を重ねてきました。また、前年度から実施している生活困窮者自立相談支援事業や、香川おもいやりネットワーク事業についても取り組みました。

このような状況のなか、平成29年度は、社会福祉充実計画の策定や、新規事業の生活支援コーディネーター事業の実施により、地域福祉の推進に向けて取り組みます。

経営基盤の強化では、自主財源の確保に向けた検討や、職員のスキルアップのための研修会参加、また、広報活動の強化では、自治体単位で福祉関係者やボランティア対象に各事業の説明会を実施します。

[重点推進項目]

1 生活支援コーディネーター事業の推進

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築）に取り組めます。

2 経営基盤の強化（財源確保・職員育成等）の取り組み

社協の厳しい財政状況のなか、自主財源の確保と事務の効率化や経常経費の削減に向けた具体的な方策を検討し、より専門性の高い職員の育成や事務局体制の整備に取り組めます。

3 社会福祉法人制度改革（社会福祉充実計画）への対応

社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにしたうえで、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定します。

4 福祉有償運送事業の推進

路線バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者で非課税世帯者に対し、病院への通院のための福祉有償運送事業に取り組めます。

事業計画

1 総務（総務係）

（1）組織運営

①一般会費、賛助会員の拡充

自治会、福祉委員と連携をとって一般会費、賛助会員の加入促進を図る。
新規賛助会員の開拓

②自主財源確保に向けた検討

③賛助会員増強のためのパンフレットの作成について検討

（2）事務局体制の整備と強化

①機能的な事務局体制の検討

②職員間における情報の共有（職員会議、勉強会の開催）

③事務局会議、朝礼での一日の業務内容周知

④各種研修会に参加

⑤会務の運営

⑥理事会、評議員会の開催

⑦委員会の開催

（3）関係団体との連携

民生委員児童委員協議会、老人クラブの事務の効率化を図る。
シルバー人材センターとの連携協力を図る。

（4）相談支援体制の充実強化

①心配ごと相談所の開設（定款第2条第7項）

相談員の研修会を開催する。

苦情相談への対応をする。

②日常生活自立支援事業（定款第2条第10項 福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分で、福祉サービスの利用の仕方がわからない人を対象に、さまざまな福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う利用料の支払い、日常的な金銭の管理などの支援をする。

③生活福祉資金貸付事業（定款第2条第9項）

低所得者世帯（必要な資金を他から借りることが困難な世帯）障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）の属する世帯又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図る。

④介護相談員派遣事業（定款第2条第13項）

サービス提供事業者等に、介護相談員を派遣し、サービスを利用する者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業者における介護サービスの質の向上を図る。

資格取得研修会に職員1名参加

⑤生活困窮者自立相談支援事業（定款第44条第3項）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立に向けて状況に応じた支援をする。

2 地域福祉の推進（地域福祉係）

(1) 小地域ネットワーク推進事業（定款第2条第3項）

自治会長（総代）、民生委員児童委員、福祉委員、老人クラブ会長でネットワークをつくり、絆バトン・命の笛の配布をとおして、小地域（自治会）での支え合い、見守り、声かけを推進する。

①絆バトン、命の笛配付

絆バトンは、高齢者や健康上不安のある方の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておき、万一の救急時に備える。

命の笛は、普段から身につけておき、緊急時に笛を吹いて助けを求める。

②社協の各事業についての説明会を実施

(2) 地域福祉推進事業（定款第2条第2項）

地域での福祉活動に対する自治会への助成

(3) ボランティア活動・福祉教育の推進（定款第2条第8項）

①地域ボランティア活動推進事業

町内の中学生を対象に、社会福祉施設での体験学習を実施する。

お花見を通じ、施設入居者と地域ボランティアとの交流を図る。

地域で、サロン活動している実践者との情報交換及び研修会を実施する。

②福祉委員活動事業（定款第2条第3項）

福祉委員の活動について地区代表者会及び研修会を実施する。

(4) 共同募金運動に協力（定款第2条第6項）

小豆島町共同募金委員会の運営及び共同募金運動への支援をする。

(5) 広報活動の推進（定款第2条第3項）

広報活動事業

広報紙「ふくしだより」年2回発行

町広報紙「しょうどしま」情報発信

ホームページでの情報発信

(6) 町行政、福祉関係機関との連携協力

香川おもいやりネットワーク事業（定款第2条第11項）

地域のあらゆる生活課題・福祉課題に対応するため、社会福祉法人施設、社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携・協働により、それぞれの持つ機能を活かし、訪問や相談活動を通じて制度につないだり、緊急を要する場合などは、食材の購入などの現物給付による生活支援を行ったり、総合相談・支援に取り組む。

(7) 生活支援コーディネーター事業（定款第2条第12項）【新規事業】

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングを行います。

3 在宅福祉の推進（在宅福祉係）

(1) 在宅福祉サービスの充実

①一人暮らし高齢者を励ます会（定款第2条第2項）

在宅で77歳以上の一人暮らしの方を地域の拠点である公民館、集会所等にお招きして、交流会を実施する。

②防水シート配布事業（定款第2条第13項）

在宅で寝たきりの方に配布する。

③福祉有償運送事業（定款第44条第4項）

路線バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者等で非課税世帯者に対し、病院への通院のための福祉有償運送事業の体制をつくり実

施する。

④障がい者配食サービス事業（定款第44条第1項）

在宅の障害者で食事を作ることが困難な人を対象に昼食弁当を配達する。

⑤配食サービス事業（定款第44条第1項）

週3回（月、水、金）昼食弁当の配食サービスを実施する。

⑥生活支援サービス事業（定款第44条第2項）

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行う。
支援内容の検討及び支援員の研修会実施

⑦福祉機器貸出事業（定款第2条第13項）

車いす、簡易浴槽の貸出をする。

⑧葬祭具貸出事業（定款第2条第13項）

葬儀のために祭壇の貸し出しをする。